

地域で行う支えあい！あなたの力が暮らしを守る！

# 市民後見人



～成年後見制度の担い手～

市民後見人とは、市が実施する市民後見人養成研修を修了し、成年後見人等として必要な知識を身に付け、家庭裁判所から成年後見人等として選任された方です。他の後見人（親族や専門職）と同じ権限を持って、成年後見活動を行います。

## 成年後見制度とは

認知症や知的・精神障害などにより判断能力が十分でなく、ご自身で財産管理や契約行為が難しい方の権利や生活を守るため、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人に代わって財産管理や契約を行う制度です。

## 市民後見人になるには

市が実施する約8か月間の市民後見人養成研修(効果測定あり)を経て、名簿に登録された後、家庭裁判所の選任を受けた方が市民後見人として活動しています。研修を受けるには、説明会に参加いただくことが条件です。

## どんな活動をするの？

判断能力が十分でない方に代わって、身体の状態等に配慮しながら財産管理や契約行為を行います。

【たとえば・・・】

- ・定期的な訪問による生活状況の確認
- ・税金や光熱水費などの日常的な金銭の支払
- ・必要な福祉サービスの契約 など

## 研修の内容は？

研修は、基礎研修と実践研修があり、期間は、約8か月になります。

4月 7月 10月 3月



- 基礎研修 成年後見制度に関連する法律、市の制度等について学ぶ
- 実践研修 成年後見制度の申立て方法や実例を学ぶ  
・福祉施設への体験実習など後見業務の同行や書類作成を学ぶ

※期間中は、講義、グループワーク、現場訪問などをおおむね月2～4回の実施を予定しています。



申込はこちらのQRコードから！

## ○令和5年度 市民後見人説明会

日にち	時間	会場
5/10 (水)	10:00～11:30	緑区合同庁舎
5/14 (日)	14:00～15:30	南保健福祉センター
5/16 (火)	10:00～11:30	津久井保健センター
5/19 (金)	14:00～15:30	あじさい会館

※説明会は動画配信も行います。視聴には事前の申し込みが必要です。



# よくある質問 Q & A

Q1  
いつから市民後見人の養成をしていますか？

相模原市では、平成27年10月から養成研修を実施しており、令和4年7月から第6期生の基礎研修が始まりました。

Q2  
市民後見人は、何名いますか？

令和4年10月1日現在、市民後見人の登録者は50名。そのうち、14名の方が活躍しています。

Q3  
市民後見人の年齢層は？

40代から80代まで幅広く、平均年齢は、68才です。

Q4  
市民後見人としての活動頻度は、どのくらいですか？

月1～2回程度、本人の自宅・福祉施設・病院等に訪問し支援を行います。

Q5  
報酬は、ありますか？

成年後見人等は、家庭裁判所が決定した報酬を本人から得ることができますが、相模原市での市民後見人は、報酬を受けないことを条件としています。（別途、活動費をお支払いします）

お問合せ



社会福祉法人相模原市社会福祉協議会  
さがみはら成年後見・あんしんセンター

相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館2階

●電話：042-756-5034 ●FAX：042-759-4382

●メール：anshin@sagamiharashishakyo.or.jp